

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部改正の概要

今般の AIJ 投資顧問株式会社の事案について、明らかになった問題に対し、金融実務を踏まえた実効性ある資産運用に係る規制の見直しを行うもの。

改正の概要

1. 第三者（国内信託銀行等）によるチェックが有効に機能する仕組み（「基準価額」や「監査報告書」が国内信託銀行に直接届く仕組みなど）

(1) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」「監査報告書」の直接入手

運用資産に対する第三者（国内信託銀行等）のチェック機能の強化を図るため、投資一任業者が年金基金等からの受託資産（管理は国内信託銀行）にファンドを組み込む場合、そのファンドに関し、投資一任業者は以下の措置等を講じるものとする。

- ① 国内信託銀行が、ファンドの「基準価額」を、その算出者（アドミニストレーター等）から直接入手できるようにする措置
- ② 外部監査が行われるファンドに投資対象を限定し、かつ国内信託銀行が、ファンドの「真正な監査報告書」を入手できるようにする措置
- ③ 投資一任業者は顧客に交付した運用報告書に記載の「基準価額」を国内信託銀行にも送付することを義務付ける。

（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」）123条1項29号、130条1項15号、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針（金商業者等）」）VI-2-2-1（1）⑦～⑨）

(2) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突き合せ

国内信託銀行に対し、

- (i) 上記①により入手したファンドの「基準価額」
- (ii) 上記②により入手したファンドの「真正な監査報告書」
- (iii) 上記③により入手した運用報告書に記載の「基準価額」

の突き合せを行い、その結果を顧客に通知する体制整備を義務付ける。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（以下「兼営法施行規則」）22条9項、信託業法施行規則40条9項、信託会社等に関する総合的な監督指針（以下

「監督指針（信託会社等）」 3-5-1（5）

2. 顧客（年金基金等）が問題を発見しやすくする仕組み（運用報告書等の記載内容の充実など）

(1) 運用報告書等の記載事項の拡充

投資一任業者等^(注1)が顧客（年金基金等）に交付する契約締結前交付書面や運用報告書等^(注2)の記載事項に、

- ・ 運用資産に組み入れるファンドのスキーム構成（関係会社の有無等）
- ・ 基準価額の算出方法
- ・ 外部監査の有無

等を追加する。

（注1）投資一任業者、信託銀行、生命保険会社（運用実績連動型保険契約に係る業務に限る）。

（注2）信託銀行の「信託財産状況報告書」、生命保険会社の「運用報告書」。

（業府令 96 条、107 条、134 条、兼営法施行規則 19 条、31 条の 22、保険業法施行規則 53 条 1 項 7 号、53 条の 2、234 条の 24、234 条の 25、信託業法施行規則 30 条の 23、37 条、監督指針（金商業者等）VI-2-2-2（2）④～⑥、VI-3-2-3（1）④、⑤、監督指針（信託会社等）3-5-1（3）、（4）、保険会社向けの総合的な監督指針（以下「監督指針（保険）」）II-3-3-2（3）③、II-3-5-1-2（9）①）

(2) 投資一任業者等によるチェック体制の整備等

年金基金等の運用受託機関（投資一任業者等）に対し、

- ・ 顧客（年金基金等）に分散投資義務違反が発生するおそれを把握した場合に顧客自身へ通知
- ・ 顧客の知識・経験等に応じたリスク説明等の体制整備
- ・ 個別指図に応じることの禁止
- ・ 断定的判断の提供を行うことの禁止

を義務付ける等の措置を行う。

また、投資助言・代理業者に対し、投資助言に係る利益相反のおそれのある場合の告知を義務付ける。

（業府令 117 条 1 項 34 号、123 条 1 項 28 号、130 条 1 項 12 号～14 号、兼営法施行規

則 22 条 10 項、23 条 2 項、保険業法施行規則 53 条 1 項 11 号、信託業法施行規則 40 条 10 項、41 条 2 項、監督指針（金商業者等）Ⅲ－2－3－1（1）③、Ⅵ－2－2－5（4）、Ⅶ－2－2－3（1）③、監督指針（信託会社等）3－5－1（2）、3－5－2④、監督指針（保険）Ⅱ－3－5－1－2（12）

3. 投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し

○ 事業報告書（当局宛て提出書類）の記載事項の拡充

投資運用業者の実態把握を強化するため、投資運用業者が当局に提出する事業報告書の記載事項に、

- ・ 組入れファンドのスキーム構成（関係会社の有無等）、
- ・ 外部監査の有無、
- ・ 直近 3 年の主要経営指標

（契約件数、運用部門収益、資産運用総額、運用受託報酬、年金受託割合等）

等を追加する。

（業府令別紙様式 12 号）

施行等期日

- 上記 2. (2) : 平成 25 年 4 月 1 日
- その他 : 平成 25 年 7 月 1 日

（以 上）